

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

				資料番号	7	担当課	農産園芸課
法令名	農産物検査法	根拠条項	19条	許認可等の内容	登録検査機関の変更の登録		
<p>第19条</p> <p><u>登録検査機関は、第17条第4項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更登録を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の変更登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産大臣に変更登録の申請をしなければならない。</p> <p>3 <u>第17条第2項から第6項までの規定は、第1項の変更登録について準用する。</u></p>							